

家畜共済

死亡廃用共済



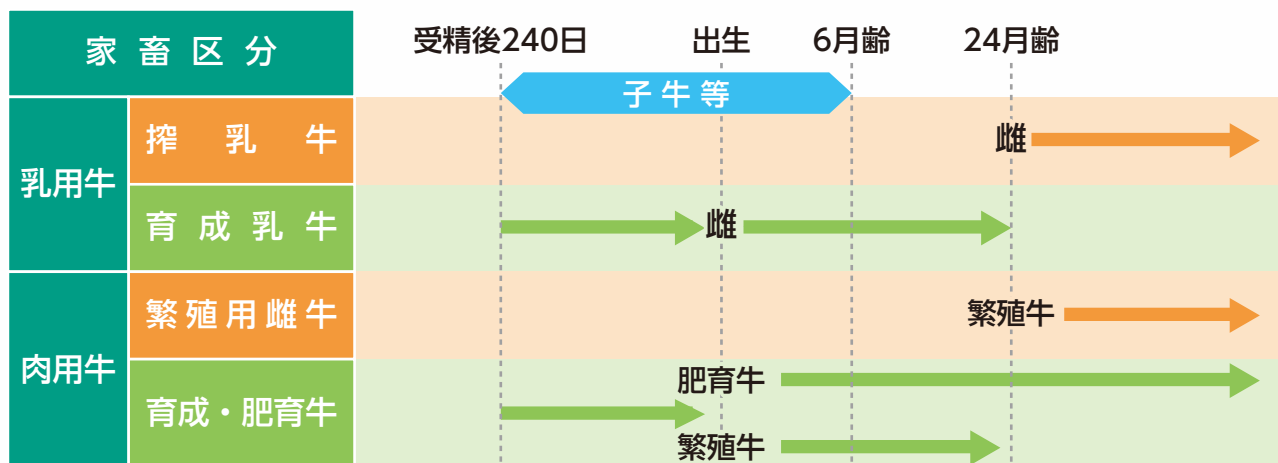
農業共済組合・農業共済事務組合
茨城県農業共済組合連合会

死亡廃用共済

飼養家畜が共済事故により死亡、廃用となった時に補償されます。

家畜の区分ごとに農家の飼養する家畜は、すべて加入することとなります。

家畜の区分について



…固定資産的家畜（期間の経過に伴い資産価値が減少する家畜）に分類：搾乳牛、繁殖用雌牛

…棚卸資産的家畜（成長に伴い日々資産価値が増加する家畜）に分類：育成乳牛、育成・肥育牛

死亡廃用の補償

●加入方法（乳用牛）

○：加入

加入パターン	加入 1	加入 2	加入 3	加入 4
家畜区分	搾乳牛のみ	搾乳牛＋育成（導入）	搾乳牛＋育成（自家産）	全頭補償
搾乳牛	○	○	○	○
育成乳牛	－	○	○	○
胎児子牛	－	－	○	○
育成・肥育牛	－	－	－	○
胎児子牛	－	－	－	○

対象外家畜

育成乳牛（24月齢未満）、胎児子牛（6月齢未満）、雄、F1、ET

胎児子牛（6月齢未満）、雄、F1、ET

雄、F1、ET

－

●加入方法（肉用牛）

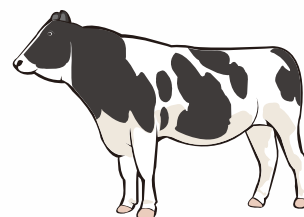
○：加入

加入パターン	加入 1	加入 2	加入 3	加入 4
家畜区分	繁殖牛 (素牛生産)	繁殖牛 (自家肥育)	肥育牛 (素牛導入)	肥育牛 (スモール導入)
繁殖用雌牛	○	○	—	—
育成・肥育牛	○	○	○	○
胎児子牛	○	○	—	○
対象外家畜	—	—	繁殖牛（24月齢以上）、胎児子牛（6月齢未満）	繁殖牛（24月齢以上）

補償期間（責任期間）

1 年間です。

本県では始期統一を行っており、5 月 1 日から（茨城県みなみ農業共済組合においては 3 月 1 日から）責任開始となります。共済掛金等の払込みは、前日までにお願いします。



共済価額

共済価額 = 1 頭ごとの評価額の合計額

1 頭ごとの評価額は家畜市場における取引価格を基礎に月齢ごとに算出したものです。搾乳牛や繁殖用雌牛は期首の評価額で計算し、育成乳牛や育成・肥育牛は期末の評価額で計算します。

共済金額

共済金額 = 共済価額 × 付保割合（20%～80%）

共済金額は補償額で、共済価額に対し 20%～80%の範囲内で選択できます。

共済掛金

$$\begin{aligned}\text{共 済 掛 金} &= \text{共済金額（補償額）} \times \text{共済掛金率} \\ \text{農家負担掛金} &= \text{共済掛金} - \text{国庫負担額（50\%）}\end{aligned}$$

共済掛金率は、共済目的の種類ごと、加入方式ごと及び組合等ごとに定められています。事故による共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。

国庫負担額は、共済掛金の50%です。

※国庫負担額には限度があります。

掛金の分納制度があります。また、掛金の納入にあたっては、事務賦課金が加算されます。



年間計画頭数による加入と期末精算

加入は、期首にいる頭数に共済責任期間内の導入や出生する牛の予定頭数を加えた年間の飼養計画により加入することになります。そして、責任期間満了後、実際の頭数を個体識別情報（トレサ）で確認し、当初の計画との差により加入区分ごとに共済掛金等の精算をします。

したがって、当初の計画よりも導入頭数が多い場合などは共済掛金等の追加支払いが発生し、導入頭数が少ない場合などは共済掛金等が返金されることになります。

また、支払共済金の精算も行われます。

支払共済金

$$\begin{aligned}\text{損 害 の 額} &= \text{事故家畜の価額} \\ &\quad - (\text{廃用家畜の価額又は残存物価額} + \text{補償金})\end{aligned}$$

$$\text{支払共済金} = \text{損害の額} \times \text{付保割合}$$

※残存物価額（農家手取り）は、残存物価額が基準額より高い場合に用います。

※基準額は、基準単価×枝肉重量－処理経費で算出した額です。

※過去の被害率が共済で定めた基準以上を超える加入者に対して、共済金の支払い限度が設けられます。

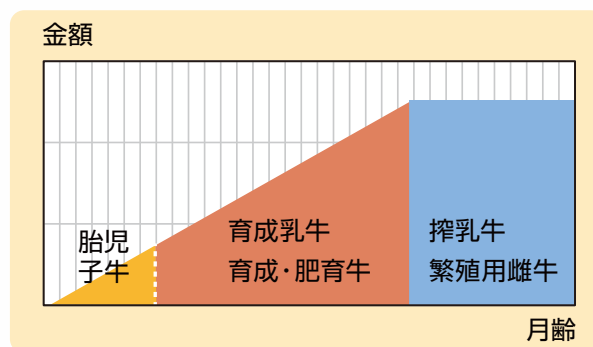
損害額に、加入時に選択した補償の割合（付保割合）を乗じて算出します。

選択した付保割合は、責任期間中は加入時に選択した割合のままで変動しません。

○死廃事故家畜の評価

搾乳牛や繁殖用雌牛は、加入時の月齢で評価します。

日々価値が増加する育成乳牛や育成・肥育牛等は、事故発生時の月齢で評価します。



待期間の取扱い

家畜の導入から2週間は待期間となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。しかし、共済加入者から共済加入者への異動により導入された家畜は、待期間中の事故の共済金の請求ができます。
※待期間中の事故の共済金の支払いには条件があります。



NOSAI (共済) への通知

●異動通知

導入等の牛の異動は、個体識別情報（トレサ）で確認することになります。
農場の規模の変更を伴う異動は必ず NOSAI へ通知する必要があります。

●事故発生通知

死亡または、廃用事故が発生した場合、速やかに NOSAI へ通知してください。

牛の個体識別情報（トレサ）の届出をお願いします。

牛の異動は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の**トレサ**により確認します。

農場の飼養状況や牛の個体情報は、牛のトレサにより確認し、飼養状況が確認できない場合は共済金の支払いが出来ない場合があります。

導入や出生により頭数が増えた場合だけでなく、譲渡や死亡した場合も速やかに届出をお願いします。

事故除外の選択

共済金の支払対象となる事故を選択することで共済掛金の割引を受けることができます。

事故除外の種類		死亡事故	廃用事故	対象となる事故	適用できる区分
1 号	イ			死亡事故 (特定事故)	搾乳牛、 育成乳牛
		火災、伝染病※、自然災害		廃用事故 (特定事故)	
	ロ			死亡事故	
			火災、伝染病※、自然災害	廃用事故 (特定事故)	
2 号	イ			死亡事故 (特定事故)	繁殖用雌牛、 育成・肥育牛
		火災、伝染病※、自然災害		廃用事故 (特定事故)	
	ロ			死亡事故	
			火災、伝染病※、自然災害	廃用事故 (特定事故)	
	ハ		繁殖能力、泌乳能力を失う	死亡事故	
				廃用事故 (繁殖能力を失った事故・ 泌乳能力を失った事故以外)	
	イ			死亡事故 (特定事故)	
		火災、伝染病※、自然災害		廃用事故 (特定事故)	
	ロ			死亡事故	
			火災、伝染病※、自然災害	廃用事故 (特定事故)	
	ハ			死亡事故	
			行方不明、奇形	廃用事故 (行方不明、奇形)	

■ 対象となる事故 ■ 除外される事故

※対象となるのは法定伝染病及び届出伝染病です。届出伝染病は、真症であり、農業保険法で定められた範囲の事故を対象とします。

〈事故除外選択の条件〉

事故除外を選択するには飼養に関する条件があります

区分	条 件
搾乳牛、育成乳牛	● 期首時点の飼養頭数が 6 頭以上であること ● 搾乳牛又は育成乳牛につき、継続して 5 年間にわたり養畜の業務を営んだ経験を有すること
繁殖用雌牛、 育成・肥育牛	● 当該区分につき、継続して 5 年間にわたり養畜の業務を営んだ経験を有すること

加入に当たって

遠隔地にある農場等については、所在地に仮住所を設定し、当該農場等の所在地の組合等で加入できます。

農家の皆様へのお願い

牛の異動があるときは

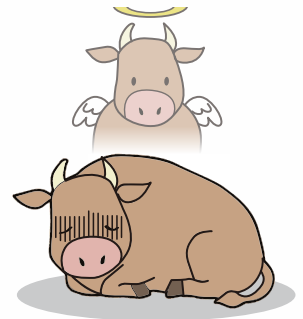
- 牛トレーサビリティ情報の届出を速やかかつ確実に行ってください。
※生後1週間を超える牛の事故が発生した際は、トレサの照会が必要となります。
- 農場の改築、譲受、引渡など農場の飼養規模の変更を伴う異動の際は、確認が必要となりますので必ず組合等へご連絡ください。

病気になったときは

- 速やかに獣医師の診療を受けてください。

死亡・廃用事故が発生したときは

- 診療を依頼した獣医師を通じ、速やかにNOSAIへ通知してください。
- NOSAIの確認が必要です。
- 廃用事故家畜については、写真撮影をすることがあります。
- 共済事故の確認後、迅速な個体の搬出処理を行ってください。
- 廃用事故の場合は、売上伝票（仕切り書）、運搬料の領収書等を提出してください。



損害防止のお願い

農家が日常の飼養管理ですべき必要最低限の損害防止が法律で義務付けられています。必要な管理が出来ない場合は共済金が免責される場合があります。

環境の整備	●滑走防止	●十分な敷料、清潔化	
個体の管理	●早期診療の依頼	●定期的な削蹄	●自家治療の禁止
繁殖の管理	●繁殖台帳の整備	●不受胎診療	
分娩前後の管理	●高齢牛の予防措置	●分娩房の設置	
病畜の看護	●適切な管理看護		
ミルクの管理	●搾乳衛生		

個人情報の取り扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた場合、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

共済関係の成立に関する留意事項

① 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違がないこと、既に事故が生じているものでないこと、または、その事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅延なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

② 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ア. 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- イ. 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。
- ウ. NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

③ 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

④ 解除等における共済掛金等の取扱い

- ①、②、③の事故が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生しませんのでご了承願います。

金融商品販売法に係る重要事項

農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金等の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- (1) 通常すべき飼養管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 事故発生時に組合等への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減することがあります。

※ この重要事項は、加入申込書の提出をもってご了承いただくようお願いいたします。

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

お申し込み・お問い合わせは、お近くの農業共済組合等又は各支所へ

組合等名	支所等名	電話番号	組合等名	支所等名	電話番号
水戸地方	代表	029-293-8801	茨城県みなみ	代表	029-839-0160
県央南	本所	0296-72-7321		家畜課	029-839-0167
	家畜診療所	0299-48-0042	茨城県西	代表	0296-30-2900
茨城北	那珂北部・大子支所 (事業第2課)	0295-53-2088		家畜課	0296-30-2951
	多賀支所	0293-23-7198	茨城県農業共済 組合連合会	住所 水戸市小吹町942番地 電話番号 029-215-8881	
鹿行	代表	0299-90-4000	NOSAI茨城 家畜診療センター	住所 水戸市小吹町940番地 電話番号 029-215-8887	

NOSAI茨城ホームページ： <http://www.nosai-ibaraki.or.jp/>

家畜共済

疾病傷害共済



農業共済組合・農業共済事務組合
茨城県農業共済組合連合会

疾病傷害共済

飼養家畜が疾病や傷害により獣医師の診療を受けた際に、その診療費が補償されます。家畜の区分ごとに農家の飼養する家畜は、すべて加入することとなります。

家畜の区分について

家畜区分	含まれる牛	
乳 用 牛	搾乳牛、育成乳牛	ホルスタイン種雌、等
肉 用 牛	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	黒毛和種、交雑種、ホルスタイン種雄、等

※疾病傷害共済は死亡廃用共済と異なる区分となり、補償額は別に選択できます。子牛選択をする場合、出生直後より補償の対象となります。また、子牛選択をしない場合、6月齢の牛より補償の対象になります。

加入パターン	加 入 1	加 入 2	加 入 3
家 畜 区 分	酪農家 (搾乳牛+育成+出生子牛)	肥育農家 (素牛導入による肥育)	繁殖農家 (素牛生産)
乳 用 牛	○	—	—
子 牛 選 択	あり	—	—
肉 用 牛	○※1	○	○
子 牛 選 択	あり	なし	あり
対象外家畜	—	搾乳牛、育成乳牛、 子牛（6月齢未満）	搾乳牛、 育成乳牛

※1 … ホルスタイン種雄、F1、ET は肉用牛の区分

補償期間（責任期間）

1 年間です。

本県では始期統一を行っており、5 月 1 日から（茨城県みなみ農業共済組合においては 3 月 1 日から）責任開始となります。共済掛金等の払込みは、前日までをお願いします。

共済価額

$$\text{共済価額} = 1 \text{ 頭ごとの評価額の合計額}^{\ast 2}$$

1 頭ごとの評価額は家畜市場における取引価格を基礎に、月齢ごとに算出し、期首の月齢で評価します。

※ 2 … 1 頭当たりの評価額は 50 万円が上限です。

共済金額

共済金額は共済責任期間中の病傷事故による診療費の補てんの限度額です。

共済金額は期首に飼養している牛の共済価額を基に算出した病傷共済金支払限度額以下の金額を選択できます。

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{共済価額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数}^{\ast 3}$$

※ 3 … 短期係数：共済掛金期間（月数）／12 ヶ月



共済掛金

共 済 掛 金 = 共済金額（補償額）× 共済掛金率

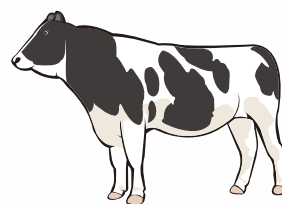
農家負担掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額（50%）

共済掛金率は、共済目的の種類ごと、加入方式ごと及び組合等ごとに定められています。事故による共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。

国庫負担額は、共済掛金の 50% です。

※国庫負担額には限度があります。

掛金の分納制度があります。また、掛金の納入にあたっては、事務賦課金が加算されます。



支払共済金

支払共済金 = 診療費（初診料を含む）× 9割

令和2年（2020年）1月1日以降の加入については、診療費が初診料を含めた額になります。また、診療費の1割が自己負担額となります。

※病傷事故診断書の内容が病傷給付基準に沿わない場合、支払共済金が減額されます。また加入者が負担した実診療費の9割が支払共済金の限度となります。共済掛金期間中の事故について、共済金額までお支払いします。

☒ Check!

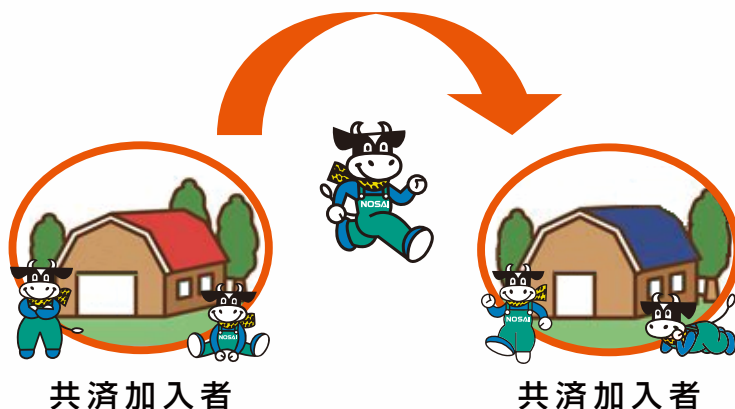
加入者が負担した実診療費の確認が必要となります。領収書等を大切に保管してください。



待期間の取扱い

家畜の導入から2週間は待期間となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。しかし、共済加入者から共済加入者への異動により導入された家畜は、待期間中の事故の共済金の請求ができます。

※待期間中の事故の共済金の支払いには条件があります。



NOSAI (共済) への通知

●異動通知

牛の異動は、個体識別情報（トレサ）で確認することになります。

異動に伴う共済金額の変更を希望する場合は、NOSAI へ通知する必要があります。

●事故発生通知

共済事故が発生した際は、診療を依頼した獣医師を通じ、速やかに NOSAI へ通知してください。

牛の個体識別情報（トレサ）の届出をお願いします。

牛の異動は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の**トレサ**により確認します。

農場の飼養状況や牛の個体情報は、牛のトレサにより確認し、飼養状況が確認できない場合は共済金の支払いが出来ない場合があります。

導入や出生により頭数が増えた場合だけでなく、譲渡や死亡した場合も速やかに届出をお願いします。

農家の皆様へのお願い

牛の異動があるときは

- 牛トレーサビリティ情報の届出を速やかかつ確実に行ってください。
※生後 1 週間を超える牛の事故が発生した際は、トレサの照会が必要となります。
- 共済金額の変更を希望する際は異動日から 2 週間以内に NOSAI へご連絡ください。

病気になったときは

- 速やかに獣医師の診療を受けてください。
- 共済金の支払いには、病傷事故診断書の内容について、以下の項目の確認が必要になります。
事故発生時の通知／診療内容の記録（3 年保存）／診療費の領収書・振込証の写し／共済金代理受領委任状（本人自署）



損害防止のお願い

農家が日常の飼養管理ですべき必要最低限の損害防止が法律で義務付けられています。必要な管理が出来ない場合は共済金が免責される場合があります。

環境の整備	●滑走防止	●十分な敷料、清潔化	
個体の管理	●早期診療の依頼	●定期的な削蹄	●自家治療の禁止
繁殖の管理	●繁殖台帳の整備	●不受胎診療	
分娩前後の管理	●高齢牛の予防措置	●分娩房の設置	
病畜の看護	●適切な管理看護		
ミルクの管理	●搾乳衛生		

個人情報の取り扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた場合、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において联合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

共済関係の成立に関する留意事項

① 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実に相違がないこと、既に事故が生じているものでないこと、または、その事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅延なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

② 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

ア. 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。

イ. 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。

ウ. NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

③ 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

④ 解除等における共済掛金等の取扱い

①、②、③の事故が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生しませんのでご了承ください。

金融商品販売法に係る重要事項

農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金等の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- (1) 通常すべき飼養管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 事故発生時に組合等への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減することがあります。

※ この重要事項は、加入申込書の提出をもってご了承いただくようお願いいたします。

NOSAI では、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



お申し込み・お問い合わせは、お近くの農業共済組合等又は各支所へ

組合等名	支所等名	電話番号	組合等名	支所等名	電話番号
水戸地方	代表	029-293-8801	茨城県みなみ	代表	029-839-0160
県中央南	本所	0296-72-7321	茨城県西	家畜課	029-839-0167
	家畜診療所	0299-48-0042		代表	0296-30-2900
茨城北	那珂北部・大子支所 (事業第2課)	0295-53-2088	茨城県農業共済 組合連合会	家畜課	0296-30-2951
	多賀支所	0293-23-7198		住所	水戸市小吹町942番地
鹿行	代表	0299-90-4000		電話番号	029-215-8881
			NOSAI 茨城 家畜診療センター	住所	水戸市小吹町940番地
				電話番号	029-215-8887

NOSAI茨城ホームページ： <http://www.nosai-ibaraki.or.jp/>

(R2年1月作成)

家畜共済

種 豚 (死亡廃用共済・疾病傷害共済)
特定肉豚 (死亡廃用共済)



農業共済組合・農業共済事務組合
茨城県農業共済組合連合会

種豚（死亡廃用共済・疾病傷害共済）

特定肉豚（死亡廃用共済）

死亡廃用共済では飼養家畜が死亡、廃用となった時に補償されます。疾病傷害共済では疾病や傷害により獣医師の診療を受けた時に、その診療費が補償されます。

家畜の区分ごとに対象となる家畜は、すべて加入することとなります。

対象となる家畜

種豚	出生後 6 ヶ月以降の繁殖豚
特定肉豚	出生後 20 日以降 (出生後 20 日に離乳していない時は離乳した日から)

死亡廃用共済の補償

加入パターン	加入 1	加入 2	加入 3
家畜区分	種豚 + 特定肉豚	種豚	種豚 + 特定肉豚 (事故除外)
種豚	○	○	○※1
特定肉豚	○	—	○※1
対象外家畜	—	特定肉豚	—※1

※ 1…除外した種類の事故では共済金は支払われません。

補償期間（責任期間）

1 年間です。

本県では始期統一を行っており、5 月 1 日から（茨城県みなみ農業共済組合においては 3 月 1 日から）責任開始となります。共済掛金等の払込みは、前日までをお願いします。

年間計画頭数による加入と期末精算（種豚の死亡廃用共済）

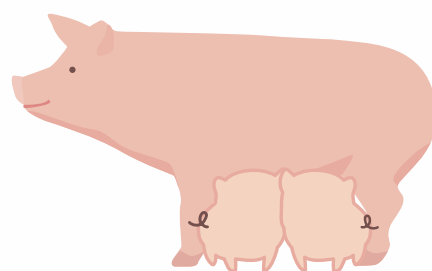
種豚の死亡廃用共済は、期首に飼養している頭数に共済責任期間内の導入や出生後種豚にする予定の頭数を加えた年間の飼養計画により加入することになります。そして、責任期間満了後、実際の頭数を帳簿等で確認し、当初の計画との差により共済掛金等の精算をします。

したがって、当初の計画よりも導入頭数が多い場合などは共済掛金等の追加支払いが発生し、導入頭数が少ない場合などは共済掛金等が返金されることになります。

また、支払共済金の精算も行われます。

〈特定肉豚の加入条件について〉

特定肉豚の加入の条件は、過去3年間において自家生産豚が出荷のおおむね全頭を占め、その出荷先が出荷資料の提供を得られる卸売市場等に出荷しており、今後もそれが確実な農家であることです。種豚とセツトでの加入となります。



補償の選択

死亡廃用共済と疾病傷害共済それぞれに必要な補償額を選択出来ます。

死亡廃用事故の補償

項 目	種 豚	特定肉豚
補償割合（付保割合）	加入時の付保割合で固定	基準日の付保割合によって変動

※種豚は共済価額の20%～80%（特定肉豚は40%～80%）の範囲内で、付保割合を選択できます。

種豚の死亡廃用事故の付保割合は、責任期間中は加入時に選択した割合のままで変動しません。

共済価額

	種 豚	特定肉豚
死亡廃用共済	飼養計画頭数(実績頭数)の家畜の評価額の合計額	基準日に飼養している家畜の評価額の合計額
疾病傷害共済	期首時点で飼養している家畜の評価額の合計額	—

1 頭ごとの評価額

種豚の評価額は市場の平均取引価格を基に算出します。

特定肉豚の評価額は子豚市場における平均取引価格を基に、国の定めた方法により算出します。

共済金額（補償額）

死亡廃用共済

$$\text{共 済 金 額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

疾病傷害共済

$$\text{共 済 金 額} = \text{病傷共済金支払限度額を上限に選択した額}$$

$$\text{病傷共済金支払限度額} = \text{共済価額} \times \text{病傷共済金支払限度率} \times \text{短期係数}^{※2}$$

※ 2…短期係数：共済掛金期間／12 ヶ月

共済掛金

$$\text{共 済 掛 金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

$$\text{農家負担掛金} = \text{共済掛金} - \text{国庫負担額（40％）}$$

共済掛金率は、共済目的の種類ごと、加入方式ごと及び組合等ごとに定められています。事故による共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。

国庫負担額は、共済掛金の 40％です。※国庫負担額には限度があります。

掛金の分納制度があります。また、掛金の納入にあたっては、事務賦課金が加算されます。

死廃事故の支払共済金

$$\text{支払共済金} = \left[\begin{array}{l} \text{事故家畜の価額} - (\text{廃用家畜の価額} \\ \text{又は残存物価額} + \text{補償金}) \end{array} \right] \times \text{付保割合}$$

※過去の被害率が共済で定めた基準以上を超える加入者に対して、共済金の支払い限度が設けられます。

※口蹄疫、牛疫、CSF（豚コレラ）、ASF（アフリカ豚コレラ）は、国から手当金が支払われるため、共済事故から除かれます。



病傷事故の支払共済金

$$\text{支払共済金} = \text{診療費（初診料を含む）} \times 9 \text{ 割}$$

令和2年（2020年）1月1日以降の加入については、診療費が初診料を含めた額になります。また、診療費の1割が自己負担額となります。

※病傷事故診断書の内容が病傷給付基準に沿わない場合、支払共済金が減額されます。また加入者が負担した実診療費の9割が支払共済金の限度となります。共済掛金期間中の事故について、共済金額までお支払いします。

✓ Check!

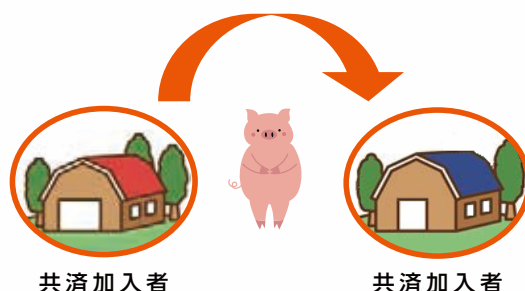
加入者が負担した実診療費の確認が必要となります。
領収書等を大切に保管してください。



待期間の取扱い

家畜の導入から2週間は待期間となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。しかし、共済加入者から共済加入者への異動により導入された家畜は、待期間中の事故の共済金の請求ができます。

※待期間中の事故の共済金の支払いには条件があります。



事故除外の選択（死亡廃用共済）

共済金の支払対象となる事故を選択することで共済掛金の割引を受けることができます。事故除外の選択には条件があります。

● 種豚

事故除外の種類		死亡事故	廃用事故	対象となる事故
4 号	イ			死亡事故（特定事故） 廃用事故（特定事故）
	ロ	火災、伝染病 ^{※3} 、自然災害		死亡事故 廃用事故（行方不明、奇形）

■ 対象となる事故 ■ 除外される事故

※ 3 対象となるのは、法定伝染病及び届出伝染病です。届出伝染病は、真症であり、農業保険法で定められた範囲の事故を対象とします。

● 特定肉豚

事故除外の種類	死亡事故	対象となる事故
5 号		死亡事故（特定事故）
	火災、伝染病 ^{※4} 、自然災害	

■ 対象となる事故 ■ 除外される事故

※ 4 対象となるのは、法定伝染病と届出伝染病（豚エンテロウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症のみ）です。

<事故除外選択の条件>

- 種豚の場合は 5 年以上継続して飼養していること。
- 特定肉豚の場合は共済掛金期間開始の時、有資格頭数が 200 頭以上であり、かつ、5 年以上継続して飼養していること。

加入時のお願い

- 畜舎に立ち入り特定肉豚の頭数、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積等を調査します。
- 過去 3 年間の母豚の頭数、母豚ごとの分娩頭数、分娩回数、離乳頭数、離乳時までの死亡率及び出荷頭数を聞き取りします。
- 毎月 1 回、特定肉豚共済管理簿（離乳頭数、出荷頭数及び死亡頭数）を提出してください。
- 飼養規模の変更（畜舎の増改築、畜舎の譲受・譲渡、等）の際は必ず NOSAI に連絡してください。
- 疾病傷害共済において異動に伴い共済金額の変更を希望する場合は、2 週間以内に NOSAI へ通知してください。
- 加入者は、「異動記録簿」を作成する義務があります。

死亡・廃用事故が発生したときは

- 診療を依頼した獣医師を通じ、速やかに NOSAI へ通知してください。
- NOSAI の確認が必要です。
- 共済事故の確認後、迅速な個体の搬出処理を行ってください。
- 特定肉豚での確認の際、畜舎に立入り、カラスプレーによるマーキングを行います。なお、特定事故については、写真撮影を行うことがあります。同時に死亡豚の体長・体重等により死亡豚が出生後 20 日（出生後 20 日に離乳していないときは離乳した日）に達した加入豚か否かを調査し、事故現地確認書に加入者の確認印（サイン可）をいただきます。
※死亡事故の通知がない場合や死亡豚が確認できない場合、共済金は支払われません。
※特定肉豚の死亡事故の際、現地確認に代えて画像提供によって確認を受けることができます。
- 廃用事故の場合は、売上伝票（仕切り書）、運搬料の領収書等を提出してください。



病気になったときは

- 速やかに獣医師の診療を受けてください。
- 共済金の支払いには、病傷事故診断書の内容について、以下の項目の確認が必要になります。事故発生時の通知／診療内容の記録（3 年保存）／診療費の領収書・振込証の写し／共済金代理受領委任状（本人自署）

個人情報の取り扱いについて

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた場合、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

共済関係の成立に関する留意事項

① 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載していただく「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違がないこと、既に事故が生じているものでないこと、または、その事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅延なくNOSAIに通知していただく「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願いします。

② 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

ア. 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。

イ. 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとした場合。

ウ. NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

③ 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

④ 解除等における共済掛金等の取扱い

①、②、③の事故が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生しませんのでご了承願います。

金融商品販売法に係る重要事項

農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金等の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

(1) 通常すべき飼養管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。

(2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。

(3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。

(4) 事故発生時に組合等への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。

(5) 組合等の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減することがあります。

※ この重要事項は、加入申込書の提出をもってご了承いただくようお願いいたします。

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

お申し込み・お問い合わせは、お近くの農業共済組合等又は各支所へ

組合等名	支所等名	電話番号	組合等名	支所等名	電話番号
水戸地方	代表	029-293-8801	茨城県みなみ	代表	029-839-0160
県央南	本所	0296-72-7321	茨城県西	家畜課	029-839-0167
	家畜診療所	0299-48-0042		代表	0296-30-2900
茨城北	那珂北部・大子支所 (事業第2課)	0295-53-2088		家畜課	0296-30-2951
	多賀支所	0293-23-7198	茨城県農業共済 組合連合会	住所 水戸市小吹町942番地 電話番号 029-215-8881	
鹿行	代表	0299-90-4000	NOSAI茨城 家畜診療センター	住所 水戸市小吹町940番地 電話番号 029-215-8887	

NOSAI茨城ホームページ : <http://www.nosai-ibaraki.or.jp/>